



令和 7 年 9 月 30 日

住宅局 建築指導課

## 指定確認検査機関等の処分について

令和 7 年 9 月 30 日付けで、国土交通大臣から国土交通大臣指定の指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第 77 条の 30 第 1 項に基づく監督命令を行いました。

また、令和 7 年 9 月 29 日付けで、関東地方整備局長、中部地方整備局長、近畿地方整備局長及び九州地方整備局長から当該指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第 77 条の 62 第 2 項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

### ※指定確認検査機関

法の規定に基づき、確認検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（問合せ先）

住宅局 建築指導課 建築安全調査室

電話：03-5253-8111

## 1. 一般財団法人ベターリビング（国土交通大臣指定第 12 号）

## 【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 7 年 10 月 21 日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

## 【処分事由の概要】

北海道内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第 43 条第 3 項に基づく札幌市建築基準法施行条例（昭和 35 年 3 月 31 日条例第 23 号）第 36 条第 1 項第二号の規定に適合しない（自動車車庫でその用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超える建築物の敷地において、交差点から 5 メートル以内の道路に面する箇所自動車出入口を設けてはならないにもかかわらず、これに適合しない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

## 【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 姜 龍徳（登録番号:第 3000621 号）

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 10 日(令和 7 年 10 月 20 日から令和 7 年 10 月 29 日まで)

## 2. 株式会社確認サービス（国土交通大臣指定第 20 号）

## 【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な完了検査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 7 年 10 月 21 日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

## 【処分事由の概要】

静岡県内 1 件の建築物の完了検査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第 40 条に基づく静岡県建築基準条例(昭和 48 年 3 月 23 日条例第 17 号)第 10 条の

規定に適合しない（高さが2メートルを超える安全性が確認できないがけについて、その高さが2メートル以下となるように設けるコンクリート構造物が確認等に要した図書及び書類どおりに施工されておらず、同条が適用されるにもかかわらず、これに適合しない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として検査済証を交付した。

**【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】**

資格者名 河合 孝昌（登録番号:第 5000444 号）

処分権者 中部地方整備局長

処分内容 業務禁止 20 日(令和7年 10 月 20 日から令和7年 11 月8日まで)

**3. 一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター（国土交通大臣指定第 30 号）**

**【処分内容】**

監 督 命 令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和7年 10 月 21 日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

**【処分事由の概要】**

山梨県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第 43 条第 1 項の規定に適合しない（建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないにもかかわらず、これに適合しない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

**【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】**

資格者名 宮重 正敏（登録番号:第 5000625 号）

処分権者 中部地方整備局長

処分内容 業務禁止 20 日(令和7年 10 月 20 日から令和7年 11 月8日まで)

**4. ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣指定第 13 号）**

**【処分内容】**

監 督 命 令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含

む業務改善計画書を令和7年10月21日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

#### 【処分事由の概要】

大阪府内1件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第36条に基づく建築基準法施行令第112条第19項第二号の規定に適合しない（階段の部分と階段の部分以外の部分（教室）とを区画する随時閉鎖の防火設備については煙感知器等を備えたものでなければならないにもかかわらず、当該建築物の2階と3階において階段の部分以外の部分（教室）に煙感知器等が設置されていない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

#### 【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 小西 淳一（登録番号:第6000441号）

処分権者 近畿地方整備局長

処分内容 業務禁止3月(令和7年10月20日から令和8年1月19日まで)

### 5. 株式会社国際確認検査センター（国土交通大臣指定第15号）

#### 【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和7年10月21日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

#### 【処分事由の概要】

##### 事実1

長崎県内1件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定に適合しない（都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないにもかかわらず、許可を受けていない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

##### 事実2

長崎県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第 43 条第 3 項に基づく長崎県建築基準条例（昭和 46 年 7 月 16 日長崎県条例第 57 号）第 22 条の規定に適合しない（法別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるものの敷地は、道路に 4 メートル以上接しなければならないにもかかわらず、これに適合しない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

**【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】**

資格者名 川井 正夫（登録番号:第 9302 号）

処分権者 九州地方整備局長

処分内容 業務禁止 20 日（令和 7 年 10 月 20 日から令和 7 年 11 月 8 日まで）